

全人大「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案）」意見募集表

会社名：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

条項番号	修正提案 赤字下線＝追加要望 青字取消し線＝削除要望 青字太字＝修正要望	修正理由
第六条	<p>経営者は、次に掲げる不正の手段を用いて市場取引に従事してはならない。</p> <p>（一）知名商品に特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の知名商品と混同を生じさせ、人々に当該知名商品であると誤認させること。</p> <p>（二）<u>需要者の間に広く認識されているもの</u>と同一または類似の他人の企業名称及びその略称、屋号、又は他人の名前、ペンネーム、芸名、又は社会組織の名称及びその略称を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること。</p> <p>（三）<u>不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を与える目的で、</u>他人のドメインの主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コーラムの名称及び標識等を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること。</p> <p>（四）他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆をミスリードすること。</p>	<p>他人の名称等について、需要者の間に広く認識されているものと同じまたは類似の周知なものの場合に不正競争行為となることが明確にしていきたい。</p> <p>ドメインネーム等について、不正の利益を得る目的又は他人に損害を与える目的による場合に不正競争行為となることが明確にしていきたい。</p>
第九条	<p>経営者は、次に掲げる営業秘密の侵害行為を実施してはならない。</p> <p>（一）窃取、賄賂、脅迫又はその他不正の手段を用いて、権利者の営業秘密を取得すること。</p> <p>（二）前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示（<u>秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ</u>）し、使用し、</p>	<p>開示行為には、公けにすることのみならず、秘密保持しつつ特定の者に示す場合も含まれることを明確にしていきたい。</p>

	<p>又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(三) 取り決めに違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握した営業秘密を開示、使用し、又はその使用を他人に許諾すること。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者により相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報をいう。</p>	
第十条	<p>次に掲げる行為は、営業秘密を侵害する行為に該当する。</p> <p>(一) 営業秘密権利者の職員、元職員は、本法第九条第一項に規定された行為を実施した場合。</p> <p>(二) 第三者は、営業秘密の出所は本法第九条第一項に規定された不法ルートに該当することを明らかに知り、又は知るべきでありながら<u>重大な過失により知らないで</u>、これを獲得、開示、使用し、又はその使用を他人に許諾した場合。</p> <p>国家機関の職員、弁護士、登録会計士等の専門人員は、職責を履行する中で知った営業秘密に対して秘密保持をしなければならない。</p>	<p>第三者が違法行為を「知り得べき」場合について、故意と同様の「重大な過失により知らない場合」であることを明確にしていきたいと思います。</p>
第十五条	<p>経営者が本法第二条の規定に違反し、かつ、本法第二章第六条から第十四条並びに関連する法律、行政法規に明確な規定がない場合、競争秩序を嚴重に破壊し、確かに摘発が必要とされている市場取引行為に対して、国务院工商行政管理部門にて、或いは国务院工商行政管理部門が国务院関連部門と共同で研究を行い、不正競争行為に該当すると認定すべきである旨の意見を提出し、国务院に報告して決定し<u>てもらう</u>、<u>規定またはガイドラ</u></p>	<p>不正競争行為に該当するかどうかについて予見可能性を確保するため、規定またはガイドラインでそれらが明示されることを希望する。</p>

	<u>インにより定める。</u>	
第〇条		

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)